

坂出第一高等学校 食物科危機管理マニュアル

1 目的等

(1) 目的

坂出第一高等学校（以下「学校」という。）食物科の運営に際し、食品衛生に関する危害が発生した場合に備え、学校危機管理マニュアルの他、このマニュアルにおいて対応に必要な基本的事項を定め、危機に関する情報の入手から事後の対応までについて、適切に対応できる体制を構築する。

(2) 危機の種類

このマニュアルによる危機とは、次のものとする。

- ①調理実習や取り扱う食品等に起因する（疑いを含む）食品衛生に関する危害や重大な事故
- ②その他の生徒や教職員、学校施設等に大きな影響を及ぼすもの

2 危機対応の基本方針

(1) 危機発生時の基本的対応

- ①危機レベルにより、調理師養成施設長（以下「施設長」という。）は対応体制を決定する。
- ②施設長への報告が必要な項目は、別表1のとおりとする。
- ③校内緊急体制は、別表2のとおりとする。
- ④所管課（香川県中讃保健所衛生課・香川県食品衛生協会中讃地区）へ直ちに報告を要する項目は原則として、次のものとする。なお、各項目は、その内容が発生しようとしている場合を含む。
 - ア. 食中毒事故が発生した場合
 - イ. 三類感染症（赤痢、腸管出血性大腸菌 等）保菌者が判明した場合
- ⑤危機の発生の場合、できるだけ事案の経過、対応等の記録を取ることにする。

(2) 危機管理の初動

①端緒

危機を覚知し、または危機に関する情報を入手した職員は、その内容を確認するとともに、直ちに施設長及び食物科主任に報告する。

②初動対応

- ア. 危機を覚知し、または情報を入手した施設長以下教職員は、直ちに初動対応を行う。
- イ. 初動対応は次のとおりとする。
 - a 情報収集
 - b 所管課（香川県中讃保健所衛生課・香川県食品衛生協会中讃地区）への報告
 - c 必要に応じて関係機関への連絡

(3) 危機発生への本格対応

施設長および食物科主任は、状況を把握するとともに、必要により所管課等関係機関との協議の上、危機への対応方針を決定し、適切な対応体制をとる。

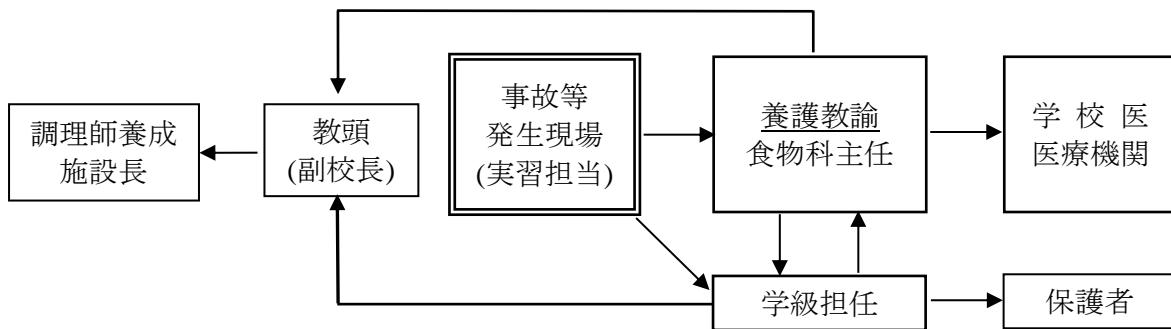
(別表1) 報告を要する事項

危機の種類	内容
従事者（生徒）の事故	調理中のけが、体調不良等 食品衛生上問題となる事項
食品事故	食中毒、異物混入 等
火災、爆発 などの自然・事故・ 人為的災害	学校施設・設備・備品の被害

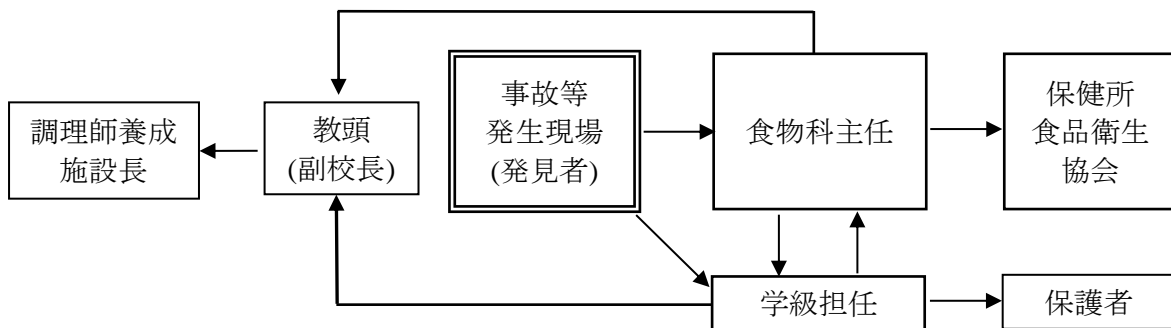
注) 各項目は、発生しようとしている場合を含む

(別表 2) 校内緊急体制

(1) 生徒の負傷・急病時の連絡

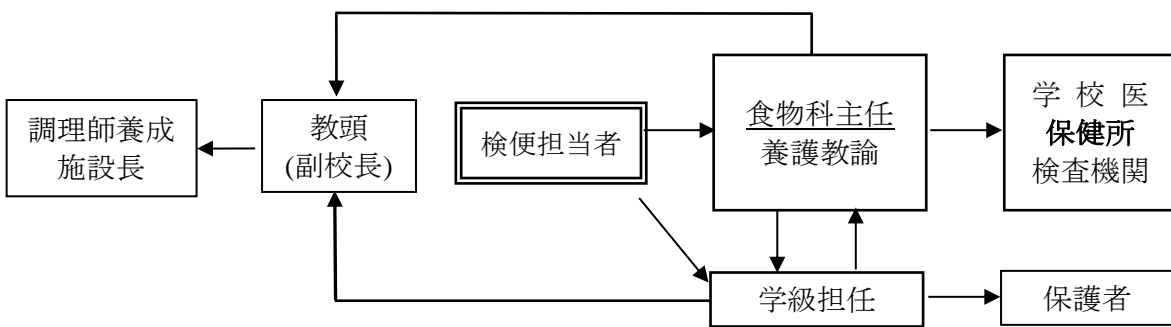


(2) 食中毒発生

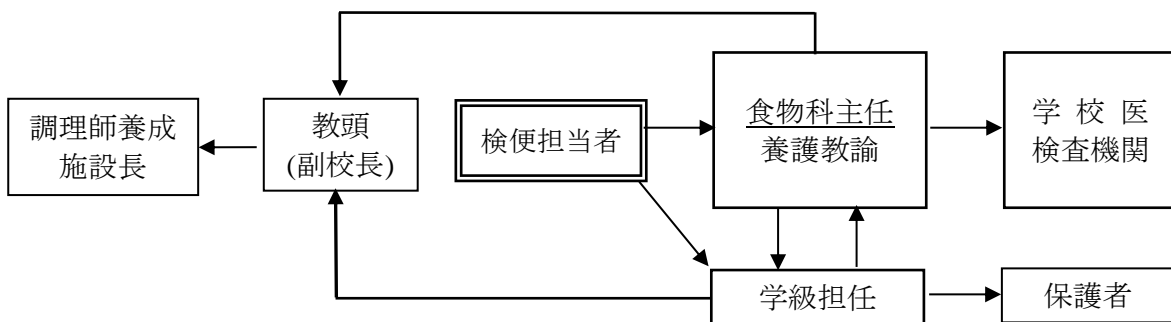


(3) 病原微生物保菌者判明の場合

a. 赤痢, 腸管出血性大腸菌等 (感染症法三類感染症に関連するもの)



b. サルモネラ属菌 等 (チフス菌・パラチフス A 菌を除く)



b. サルモネラ属菌 等（チフス菌・パラチフスA菌を除く）の場合

- ・ 検査機関より報告があった時点で、学級担任より生徒本人及び保護者に連絡し、学校医（またはかかりつけ医等）を至急受診させる。
- ・ 検査に係る期間は、出席停止とする。
- ・ 条件によっては、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで登校できない。
- ・ 学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで、生徒は調理に参加することはできない。

c. 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）あるいはその他感染症の場合

- ・ 検査に係る期間は、出席停止とする。
- ・ 条件によっては、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで、生徒は登校できない。
- ・ 学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで、生徒は調理に参加することはできない。

注) 細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・チフス・パラチフスについて、感染症法では三類感染症、学校保健安全法施行規則では第三種感染症とそれぞれ定義されている。なお、サルモネラ属菌は感染症法では五類感染症であるが、そのうちチフス菌、パラチフス A 菌は三類感染症に分類されるため、三類感染症に準じた対応を行う。

<感染症法三類感染症> 対人：就業制限（都道府県知事が必要と認めるとき）等 ・ 対物：消毒等の措置
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

<学校保健安全法施行規則第18条に基づく第三種感染症>学校において流行を広げる可能性がある感染症。
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症については、第三種の感染症として扱う場合もある。

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症 他）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（リンゴ病）、RS ウイルス感染症、EB ウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、アタマジラミ症、疥癬、皮膚真菌症、等

3 その他

- ・ 下痢または嘔吐等の症状がある生徒は、調理室および試食室への入室はできない。
- ・ 手指等に化膿創がある生徒は、調理作業に参加することはできない。
- ・ 学校医その他の医師において調理作業への参加を認めるまでの間、調理室及び試食室で行う授業については、別室対応とする。